

一体的に策定する計画と推進について

計画の位置づけ

1

基本理念(共通): 気づき、つながり、届き、支え合う、共生のまち ながくて

計画期間 2024～2029年度(6か年)

福祉関連計画の上位計画 地域福祉計画

- ・ 地域福祉を推進するための仕組みを定めた市の行政計画
- ・ 根拠法令: 社会福祉法第107条
- ・ 重層的支援体制整備事業、権利擁護、再犯防止に関する計画を包含

地域福祉活動計画

- ・ 地域福祉推進の中心的役割を担う社会福祉協議会が定める行動計画
- ・ 根拠法令: 社会福祉法第109条

地域自殺対策計画

- ・ 生きることの包括的な支援の方策を定めた市の行政計画
- ・ 根拠法令: 自殺対策基本法第13条第2項

計画の概要

2

第3次地域福祉活動計画

【地域福祉計画との関係】

・住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画と一体的に策定したり、内容を共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図る。

今回の計画のポイント

POINT1

地域福祉計画内に市民、行政と並列で社協の役割を明示

POINT2

食料支援とボランティア活動の支援を重点的に掲載

計画の概要

3

第2次地域自殺対策計画

【地域福祉計画との関係】

・自殺は、さまざまな要因が複合的に絡み合い、追い込まれた末の死であることから、自殺予防対策には、地域における人と人、人と社会資源のつながりを強化することが重要であり、地域福祉計画の推進が地域の自殺対策となることから、一体的に策定、実施する。

今回の計画のポイント

POINT1

基本認識

- ・ 生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やすため、地域の様々な取組を総動員して生きることの包括的な支援を推進

POINT2

ライフステージごとに取組を整理

- ・ 子ども、働く世代・子育て期、高齢期、女性、特に配慮が必要な人などに整理して、幅広く自殺対策を推進

計画の概要

権利擁護支援計画・再犯防止推進計画

【地域福祉計画との関係】

・権利擁護、再犯防止と各福祉分野に共通して求められる、地域づくり、居場所づくり、ネットワークづくり等の取組に関して、地域福祉として一体的に実施することで権利擁護、再犯防止の効果的・効率的な推進が期待できる。

今回の計画のポイント

POINT1 新たに地域福祉計画へ位置づけ

- ・地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方について関連施策及び分野とのつながりを提示する。再犯防止に有用な施策は、各種福祉施策と重なる部分が多く、その対象に罪を犯した人等も新たに含む、あるいは既に含まれていることを認識する。

POINT2 制度等の認知度向上

- ・支援を必要とする人への制度としてはもちろん、権利擁護や再犯防止について自分や地域にもできることがあるという理解が深まるような周知・啓発を行う。

計画の概要

重層的支援体制整備事業実施計画

【地域福祉計画との関係】

・地域福祉計画に定める「包括的な支援体制の整備」を推進していくために重層的支援体制整備事業(属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援)を活用する。

今回の計画のポイント

POINT1

重層事業を活用した人材育成

- ・困りごとを把握し、試行的な取組を推進する人材の育成や、相談支援と地域づくりの掛け合わせなど、枠組みを超える意識の醸成を図る。

POINT2

庁内外の連携体制の構築

- ・相談支援について、庁内や関係機関との連携体制を強化する。また、市民等との協働を意識し、社会資源等の情報を共有・活用することで包括的な支援体制を構築する。

計画の推進

6

地域福祉計画としての推進について

周知・啓発

地域福祉について考え合う場の創出

地域福祉講演会・
ワークショップなど

進行管理

地域福祉がどれだけ進んだか ≠ 事業実績(人数・件数等)による点数付け

地域への影響や成果(市民や関係機関の意識や行動に起きている変化、連携)



地域の方への聞き取り、現場確認

市民意識調査

- ・市民が感じる地域のつながりの強さ
- ・周囲へ助けを求められていると感じているか

庁内、委員会で共有、蓄積



計画の推進

7

